

訪問看護サービス利用契約書

介護保険事業所番号：4065590558

事業所名：りはふる訪問看護ステーション 飯塚

令和6年4月1日 作成

訪問看護サービス利用契約書

様(以下「利用者」という)と、ImproBoth 株式会社(以下「事業者」という)とは訪問看護サービスの利用に関して次の通り契約を結びます。

第1条 目的

- 1 事業者は介護保険法、健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて生活の質を確保し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう利用者の療養生活を支援し健康管理及び日常生活活動の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業者は訪問看護サービスの提供にあたっては利用者の要介護状態区分および利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条 契約期間

- 1 本契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
- 2 前項の契約期間満了日の 7 日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合はこの契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

第3条 運営規程の概要

事業所の運営規程の概要(運営方針、サービス内容、利用者負担金等)重要事項説明書に記載した通りです。

第4条 訪問看護計画書の作成

- 1 事業者は主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画書を作成し訪問看護計画作成後も該当実施状況の把握に努めます。
- 2 訪問看護計画書は居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 3 訪問看護計画書には療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 4 事業者は次のいずれに該当する場合には第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画書の変更を行います。
 - ① 利用者の心身の状況、置かれている環境などの変化がある場合
 - ② 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合
- 5 前項の変更の際して居宅サービス計画の変更が必要となる場合は速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。事業者は訪問看護計画書を作成、変更した際には、これを利用者及び家族又は後見人に説明し、その同意を得るものとします。

第5条 主治医との関係

- 1 事業者は訪問看護サービスの提供を開始する際には主治医の指示を文書で受けます。
- 2 事業者は主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し主治医との密接な関係を図ります。

第6条 担当の訪問看護師

- 1 事業者では固定の担当制を設けておりません。複数の看護師の視点から全身状態の観察、把握ができるよう努めております。
- 2 事業者は利用者に対し訪問看護師の変更を申し出ることができます。その場合、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に沿うようにいたします。

第7条 訪問看護サービスの内容及びその提供

- 1 事業者は訪問看護師を派遣し重要事項説明書記載の訪問看護を提供します。
- 2 事業者は利用者に対して訪問看護サービスを提供するごとに当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬などの必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し利用者の確認を受けることとします。
- 3 事業者は利用者の訪問看護サービスの実施状況などに関わる記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければなりません。
- 4 利用者及び家族又は後見人は必要がある場合、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但しこの閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第8条 居宅支援事業者等との連携

事業者は利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者またはその保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な関係に努めます。

第9条 協力義務

利用者は事業者が利用者のため訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力します。

第10条 苦情対応

事業者は苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし事業者が提供した訪問看護サービスについて、利用者及び家族又は後見人から苦情の申し立てがあった場合は迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

第11条 緊急時の対応

事業者は訪問看護サービスの提供を行っている際に利用者に容体の急変が生じた場合、必要に応じた処置を行うとともに速やかに主治医へ連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第12条 費用

- 1 事業者が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、重要事項説明書に記載した通りです。⇒ 別紙 I、II 参照
- 2 利用者はサービス対価として、前項費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。
- 3 事業者は提供する訪問看護サービスのうち保険の適応を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し利用者の同意を得ます。
- 4 事業者は料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し利用者の同意を得ます。

第13条 利用者負担額の滞納

- 1 利用者が正当な理由なく利用者負担額を 2 カ月以上滞納した場合は、事業者は 30 日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 事業者は前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 事業者は前項の規定により解除に至るまでは滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

第14条 秘密保持

- 1 事業者は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及び家族又は後見人の個人情報を漏らしません。
- 2 事業者はサービス担当者会議等において、利用者及び家族又は後見人に関する個人情報をを用いる場合は使用目的を説明し同意を得て使用します。

第15条 利用者の解除権

利用者は 7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第16条 事業者の解除権

- 1 事業者は利用者が法令違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは 30 日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 事業者は前項によりこの契約を解除しようとする場合は、あらかじめ主治医、利用者の居宅サービスを作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し必要な援助を行います。

第17条 契約の終了

- 1 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
 - ① 利用者が認定を受けられなかった場合
 - ② 第2条 1 項及び2項により、契約期間満了日の 7 日間までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了した場合
 - ③ 利用者が第 15 条により契約を解除した場合
 - ④ 事業者が第 13 条又は第 16 条により契約を解除した場合
 - ⑤ 利用者が介護保険施設への入所や医療機関へ3か月以上の入院をした場合
 - ⑥ 利用者が死亡した場合

第18条 損害賠償

- 1 事業者は訪問看護サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに主治医、区市町村、介護支援専門員、利用者の家族または後見人へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 2 事業者は前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。
- 3 事業者は事故により、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は直接発生した損害に限り、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

第19条 合意管轄

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第20条 協議事項

この契約に定めのない事項については介護保険、健康保険等の関係法令に従い、利用者・事業者の協議により定めます。

この契約の成立を証するため、本書二通を作成し利用者・事業者各署名の上一通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者)住所 _____

氏名 _____

電話 _____

(緊急連絡先)①住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

電話 _____

(緊急連絡先)②住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

電話 _____

【事業者】 所在地 福岡県飯塚市佐與 1396-7

名称 ImproBoth 株式会社

代表者名 宮崎 真吾

【事業所】 所在地 福岡県飯塚市佐與 1399-1

名称 りはぶる訪問看護ステーション 飯塚

別添

訪問看護重要事項説明書

< 年 月 日現在 >

1. 訪問看護事業者の概要

名称・法人種別	ImproBoth 株式会社
代表者	宮崎 真吾
住所	福岡県飯塚市佐與1396-7
電話	0948-92-3055
FAX	0948-52-3115

事業所名	りはぶる訪問看護ステーション 飯塚	
所在地	福岡県飯塚市佐與 1399-1	
事業所番号	4065590558	
電話番号	0948-92-3015	
FAX	0948-92-3016	
管理者	城谷 美樹	
職種	看護師	3名
内訳	リハビリ	作業療法士 1名、理学療法士 1名
営業日	<p>月～金曜日 営業時間 8:00～17:30 サービス提供時間 9:00～17:30</p> <p>* 緊急時の契約の場合はこれに限りません</p> <p>休み: 土・日・祝日、年末年始(12/30～1/3)、お盆(8/13～8/15)</p> <p>* 医療保険の方は、祝日、年末年始、お盆も対応します。</p>	
サービス提供地域	飯塚市、桂川町、嘉麻市、直方市、宮若市、小竹町を中心としていますが、気軽にご相談ください。	

2. 運営の方針

- (1)訪問看護の実施に当たっては利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2)事業の実施に当たっては地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

3. サービスの内容

- (1)「訪問看護」は利用者の居宅において看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
 - ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
 - ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
 - ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防、手足の運動など)
 - ④ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
 - ⑥ カテーテル類の管理、褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
 - ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
 - ⑧ ターミナルケア
- (2)事業者は利用者の希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

4. 利用者負担金

- (1)利用者負担金は医療保険、介護保険の法定利用料に基づく金額で別紙の通りです。
⇒ 別紙 I、II 参照
- (2)利用者負担金はサービスを受けた翌月に請求書を発行いたします。現金またはご指定の金融機関口座からの引き落とし(毎月27日)とさせていただきます。
(金融機関が休業日の場合は翌営業日に引き落としになります。)

5. サービスに関する苦情窓口

- (1)当事業所が行う訪問看護サービスについての相談・苦情については下記相談窓口で承ります。

電話:0948-92-3015 FAX:0948-92-3016
相談担当者:牧岡 大喜(携帯:080-5219-1608 24 時間相談可能です)
- (2)当事業所以外に市役所、区役所の苦情窓口に苦情を伝える事ができます。

飯塚市福祉部高齢介護課 0948-22-5500 嘉麻市高齢者介護課 0948-42-7432
田川桂川福岡県介護保険広域連合 0948-65-1151
直方市 健康長寿課 高齢者支援係 0949-25-2391
宮若市 小竹町 福岡県介護保険広域連合 鞍手支部 0949-34-5046
福岡県国民健康保健団体連合会介護保険相談窓口 092-642-7859

6. 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1)緊急時及び事故発生時には緊急対応の上、利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

病院名 _____ 主治医名 _____
連絡先 _____

- (2)当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所に責任がある場合の損害賠償については速やかに対応します。なお当事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。
- (3)当事業所は利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問活動を行っています。24時間・365日いつでも相談、必要時訪問し対応に応じることができます。急変した場合でも、かかりつけ医と連携して、症状の観察、急変時の処置などを行います。

24時間対応体制加算 利用する 利用しない（いずれかに○をつけてください）

7. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において業務上知り得た個人情報は利用者の許可なく開示、漏洩もしくは使用いたしません。職員が退職後も在職中に知り得た個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

8. その他

- (1)看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。
- (2)看護師等は老人保健法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補佐を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますのでご了承ください。
- (3)看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

この契約を証するため、本書二通を作成し利用者、事業者が署名の上一通ずつ保有するものとします。

利用者

私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について訪問看護ステーションより説明を受け、内容を確認しました。私はこの契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。

介護保険 契約締結日 令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

家族

本人との関係 _____

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

医療保険 契約締結日 令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

家族

本人との関係 _____

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

事業者

当事業者は、指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に、責任を持って行います。

名称 ImproBoth 株式会社

住所 福岡県飯塚市佐與 1396-7

代表者名 宮崎 真吾

事業所名 りはふる訪問看護ステーション 飯塚

住所 福岡県飯塚市佐與 1399-1

管理者名 城谷 美樹

個人情報の取り扱いに関する同意書

私(及び私の家族)の個人情報の利用については、下記の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
- (3) 医療サービスの提供を受けるにあたって、保険医療機関等と利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (4) 現にサービスの提供を受けている場合で、利用者が体調不良又はケガ等で病院受診した際、医師・看護師等に説明する場合

2. 個人情報を提供する機関

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 保険医療機関(体調不良、ケガ又は入院等で必要となった場合)
- (3) 市町村等

3. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

(家族)住所 _____

氏名 _____